

参加者の有無を確認する公募手続に係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年3月10日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所長 福島 雅紀

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1. 当該招請の主旨

現在行われている河川での水文観測は、水位計や流速計及び浮子を用いた観測が行われている。他方、近年の豪雨災害等への対応として、きめ細やかな危機管理情報の発信が社会的に求められており、洪水時の河川監視の高度化が課題になっている。

本業務は、高い分解能での水面形や河道形状の把握、高精度の流量測定、流路変動の予兆検出等を行うとともに、これらを悪天候及び夜間においても確実に無人でできる観測手法の確立を目指し、信濃川河川事務所管内の3地点においてX b a n dレーダを用いた水文観測及び洪水時の河川監視の実用化を目指すものである。

本業務の実施にあたっては、X b a n dレーダを用いて空間的に高分解能かつ広範囲の測定を行うことから、X b a n dレーダを用いたそれらの測定の実績を有し、観測データから水面や河道形状等の復元手法を有していることが必要不可欠である。

このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合若しくは4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和7年度X b a n dレーダによる水文観測の高度化に関する業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- | | |
|--|----|
| 1) レーダを用いた水面の電磁波の反射強度およびドップラーシフトの観測 | 1式 |
| 2) レーダ観測値に対する画像解析および機械学習による水理量推定の検討 | 1式 |
| 3) X b a n dなどのレーダによる水文観測の総括と実用化可能性の検討 | 1式 |
| 4) 報告書作成 | 1式 |

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和8年2月27日まで

3. 業務目的

本業務は、X b a n d レーダによる水文観測及び洪水監視の高度化を目的に、信濃川中流の河川水面をX b a n d レーダにより観測するものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、B、C 又は D 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格の認定が令和 7 年 4 月 1 日になされる予定の者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 29 日付け官報）に記載されている定期審査期間に令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の資格審査申請を行い、受付されている者をいう。）であること。
- ③ 有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- ⑤ 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧ 説明書の交付を直接受けた者であること。

※交付を直接受けた者とは、当局から書面、CD-R 等の記憶媒体、又は郵送により交付を受けた者とする。

(2) 技術力に関する要件

- ① 河道計画に関する高度な専門知識を有していること。
- ② 業務の実施に必要な河川工学等の幅広い知見を有していること。
- ③ X b a n d レーダによる測定水面形状の精度検証を行う為に必要な水面の三次元形状を取得する測定手法を有していること。
- ④ 水面形状から底面形状を推定する数理的手法を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ① 河川に関する高度な専門知識を有するとともに、業務実施に際して幅広い知見を有する者を配置できること。
- ② 適切な技術判断やマネジメントが可能な者を配置できること。
- ③ 水面形状から底面形状を推定する数理的的手法について高度な専門的知識や確実なモデル構築技術を有する者を配置できること。
- ④ レーダ観測機材を自ら調達できること。

(4) 業務実績に関する要件

洪水時における水面の三次元形状を取得する測定手法に関する業務の実績を有していること。（自主研究含む）

5. 手続等

(1) 担当課

国土交通省 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 経理課 専門官
〒940-0098 新潟県長岡市信濃1丁目5番30号
TEL: 0258-32-3021 (内線220)
電子メール shinano-geps@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：令和7年3月10日（月）から令和7年3月21日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時00分から17時00分までに、電話により申し込むこと。

交付場所：上記5.（1）に同じ

交付方法：手渡し又は郵送とする。郵送希望者は返信用の封筒（切手貼付）を送付のこと。ただし、電子データでの様式の交付を希望する者は、5.（1）に示す担当課に事前連絡を行い、CD-R等の記録媒体を持参又は郵送（返信用の封筒を同封のこと。着払い・交付希望者の負担。）すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年3月21日（金）17時00分まで

提出場所：5.（1）に同じ。

提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参、若しくは電子メールによること。ただし、電子メールの場合は必ず着信を確認すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和7年4月8日（火）17時00分

(4) 資格未認定の者の参加

上記4.(1)②に定める令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の認定を受けていない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

国土交通省競争参加資格の認定がなされた場合は、企画提案書提出の前までに「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出すること。

(5) 本業務は、当該業務にかかる令和7年度予算が成立し、予算執行が可能となった場合についてのみ、契約締結のための見積以降の手続きを行うことを条件とする。ただし、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(6) 詳細は説明書による。

以 上